

第33回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和7年2月25日(火)

開催場所 しみん農園久喜 緑風館

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時28分

第33回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第174号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第175号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第176号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第177号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第166号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第167号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第168号 農地法第5条の規定による許可申請取下願について

報告第169号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第170号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第171号 農業用施設用地に供する届出について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	眞 一 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	13 番	宮 城	与 四 郎 君
14 番	野 口	和 幸 君	15 番	籠 宮	信 寿 君
17 番	早 野	公 夫 君	18 番	奈 良	晴 夫 君

欠席委員 1名

16 番 坂 卷 泰 子 君

推進委員

久喜 3	阿 部	文 雄 君	久喜 4	齋 藤	イ ツ 子 君
菖蒲 10	石 井	松 江 君	鷺宮 4	鈴 木	秀 政 君

事務局

事務局長	田 中	智 也	副主幹 兼係長	村 田	直 洋
主 任	松 田	知 也	主 任	松 崎	宣 幸

午後 2時26分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第33回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、16番、坂巻委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。18番、奈良委員、1番、杉田委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページ、4ページを御覧ください。初めに、1月27日、埼玉県農業会議主催による営農型太陽光発電施設の設置に関する研修会がウェブにおいて開催され、松崎主任、横山主事が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、2月7日、農業委員会埼玉地方協議会主催による令和6年度農業委員会埼玉地方協議会会長及び事務局合同視察研修会が開催され、長谷川会長と私が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、2月10日、埼玉県農業会議、埼玉県農業委員会女性協議会共催による農業委員会女性委員研修会が教育会館において開催され、齋藤推進委員が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、2月14日、埼玉県農業委員会職員事務研究会、埼玉県農業農村振興対策協議会、埼玉県農業会議共催による農政担当課・農業委員会職員等研修会がときわ会館で開催され、松崎主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過の報告につきましては以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。

岸田委員。

○2番（岸田一男君） 1点教えてください。営農型太陽光発電施設の設置の許可基準というのがありますけれども、これは従来の許可基準と何か変わったのですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、願います。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎です。先ほどの岸田委員からのご質問なのですが、許可基準が今年度から法律として定義されておりまして、特に平均収量の8割以下の場合は是正指導して、最終的に収量が満たされなければ撤去してくださいという指導ですとか、今年度から運用が厳しくなっております。

以上です。

○2番（岸田一男君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたらご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第174号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第5、議案第174号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第174号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号241311、譲受人はさいたま市大宮区在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の田1筆、1,170平米でございます。権利の内容は贈与によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242321、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑1筆、563平米でございます。権利の内容は贈与によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書7ページ、申請書番号242322、譲受人は菖蒲町柴山枝郷在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町柴山枝郷ほか地内の田4筆、合計2,937平米でございます。権利の内容は贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を151アール耕作しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242323、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町菖蒲在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑1筆、396平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を90アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号242324、譲受人は菖蒲町小林在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、355平米でございます。権利の内容は贈与によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、そばの作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について、全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番、岸田でございます。2月19日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

資料1、241311のページを御覧いただきたいと思います。申請地は、案内図にありますように、県立久喜特別支援学校から北に100メートルほどの場所にあります。水稻、米が耕作された跡がありました。今は冬場ですので、農地は耕してありました。この方は、久喜市において初めて農地を所有する予定となっておりますから、1月29日にこの方

と面談をして営農計画書を確認させていただきました。営農計画書を確認した後、長谷川会長、私、それと事務局でヒアリングを行いました。この方のお父さんは、市内外に稲作を約40ヘクタールほど作っております。私もよく存じている方です。また、この方もお父さんのビニールハウスでトマトを栽培して、地元スーパーに卸しているとのことでありました。JA南彩の青年部に入会して活動しているとのことでもあります。農機具の所有の関係ですけれども、お父さんがトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック等を所有して、こちらから借り受けて営農活動を実施するというご様子でした。若いので頑張ってもらいたいということでお話をして終わらせていただきました。

以上でございます。

- 9番（渡邊敏男君） 9番、渡邊です。過日23日、6番の柴崎さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請書番号242321、申請地はしょうぶ会館より北西へ300メートルほどの位置です。農地の状況は畑で、20センチぐらい枯れた雑草がありました。

続いて、申請書番号242322、資料は3です。申請地は、柴山枝郷、緑のヘルシーロードの神ノ木橋より北へ400メートルの水田地帯に4筆で30アールの土地がありました。

次は、申請書番号242323、場所は菖蒲陣屋の長福寺から120メートルで梅が植わっていました。

申請書番号242324、資料は5、県道笠原菖蒲線、小林の変形信号から南へ90メートル、その南側、畑、東側、道路、北側が道路で、西が宅地です。

以上です。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま岸田委員、渡邊委員からの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第174号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案175号

- 会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第175号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第175号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の9ページ、申請書番号241514、譲受人は北青柳に本店を置き、人材派遣事業などを行っている法人となります。譲渡人は北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の畑2筆、田3筆、合計882平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。当該法人は、近隣の病院で勤務する従業員を派遣しており、本店を保育園として従業員の子供たちを預かっています。従業員の駐車場を病院の駐車場の用地を借りていたところ、病院の来院者の増加により足らなくなったため返却しなければならなく

なり、今回新たな駐車場のための土地を探していたところ、本店から程近い当該敷地の所有者から了承が得られたことから、当該敷地を駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号241515、譲受人は久喜東5丁目在住の方ほか1名、譲渡人は北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の畑1筆、355平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と子供とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、10ページ、申請書番号242509、譲受人、譲渡人ともに菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑2筆、合計497.38平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在実家にて両親と生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号242511、譲受人は菖蒲町菖蒲に事務所を置く建築資材などの仕入れ販売事業等を行っている法人となります。譲渡人は、東京都中央区に事務所を置く法人ほか1名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田13筆、合計1万508平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります資材置場設置のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、北海道や福島県に資材置場があり、関東圏へ資材を発送する場合も、それぞれの資材置場から発送しておりますが、昨今の原油価格の高騰により輸送コストが増加しているため、輸送コストの削減が見込まれる関東圏に資材置場の適地を探していたところ、高速道路のインターチェンジなどが近く、利便性の高い当該申請地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、11ページ、申請書番号242512、譲受人は鴻巣市在住の方、譲渡人は菖蒲町新堀在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の畑1筆、377平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。こちらにつきましても、平成4年5月に一度ほかの事業計画にて許可を受けた後、先日、令和6年12月の総会において計画変更の承認を受けた案件でございます。農地の区分につきましても、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内による農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして不許可の例外が該当するものでございます。譲受人は、現在妻とともに市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、家財道具が増え、現在の住まいでは手狭になってしまうことから譲受人の実家に近い当該申請地へ分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号243511、譲受人、譲渡人ともに栗橋在住の方となっております。土地の表示につきましては、栗橋地内の田2筆、畑2筆、合計644平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります貸駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。申請人は、現在当該申請地の管理をしておりますが、近隣にて事業を営んでいる方から借地の申出があったことから、自身が所有する当該申請地を貸駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、11ページ、12ページ、申請書番号243512、譲受人は福岡県八女市に本店を置き、自動車販売事業などを行っている法人となります。譲渡人は、高柳在住の方ほか12名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田16筆、畑11筆、合計9,729.57平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転及び賃借権設定によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。近年中古トラックの需要が高まり、当該法人で行っている買取り販売台数も増えている中、賃借している駐車場の契約期間満了に伴い土地を返却することとなったため、今回新たな駐車場のための土地を探していたところ、所有している駐車場から程近い当該敷地の所有者から了承が得られたことから、当該敷地を駐車場にすることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページ、申請書番号244511、譲受人は東大輪に事務所を置く宗教法人、譲渡人は東大輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑2筆、合計524平米でございます。申請の内容につきましては、使用賃借権設定及び所有権移転によります駐車場設置のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。当該宗教法人においては、檀家のための駐車場はありますが、檀家の高齢化も進み自家用車で参拝に来る方も増え、檀家が行事等に参加するときに路上駐車が頻繁に発生しており、そのため檀家から新たに駐車場を設置してほしいと要望が出されています。今回、近隣で土地を探していたところ、近隣の所有者から了承が得られたことから、駐車場を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきましては、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番、岸田でございます。2月21日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

資料6、241514のページを御覧ください。案内図に保育園っております。この保育園の道路を挟んだ反対側の土地でございます。周囲は、北側が市道、東側が宅地と畑、それから南側が市道、西側が宅地及び畑となっております。周辺に農地は少なく、農地に被害を及ぼすことはないと思われまして、特に支障はないと思われまして。

以上です。

続きまして、次のページの資料7、241515を御覧いただきたいと思っております。これは、ちょっと場所の案内図が分かりづらいのですが、先ほどの土地から東へ700メートルほど行った同じ北青柳地内の土地でございます。JR東北新幹線東側の120メートルほどの土地でございます。申請地の周囲は、北側が残った農地、東側が宅地、南側が市道、西側が宅地となっております。これは、右側の土地利用計画図にありますように、一部隣地の宅地を利用して分家を申請するということです。排水につきましては、この南側の道路に農業集落排水が入っておりまして、ここに排水を放流するという事です。特に被害を及ぼすことはないと考えています。

以上です。

○9番（渡邊敏男君） 資料は8ページ、申請書番号242509、申請地は県道12号線の信号機下に伊藤商店というあれがあるのですけれども、そこから200メートルのところに、北と東が道路、南が畑、西が宅地です。

次の申請書番号242511、申請地は三箇小学校から北へ1.4キロメートルの位置にあります。土地は、碎石を敷いた舗装になるのではないかと思います。被害防除については、排水路を設けることから問題はないと思っております。

以上です。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。去る2月19日に現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号が243511、総会資料11をお開きください。申請地につきましては、東武鉄道の南栗橋駅から北西に約1キロほどの集落に位置しております。御覧いただいておりますのが、地図の左下が東武鉄道の南栗橋車両管区でございます。周囲の状況でございますが、住宅、工場及び農地が混在をしている地域でございます。申請地の状況につきましては、現況畑及び陸田でございまして、耕作後、耕うんされておまして、保全管理されておりました。周囲は、北側が申請者の宅地、東側が市道、南側も市道でございます。西側が農地でございます。被害防除につきましては、高さ30センチ程度の波板が既に設置をされておまして、土砂の流出対策が施されております。駐車場としての利用でございますので、砂利敷きということになっております。雨水浸透対策、また汚水や雑排水の利用のないことから、周辺農地には被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、243512、次の12をお開きください。申請地は、久喜市栗橋西小学校から北に1キロほどの地点でございまして、加須市と久喜市の行政界に位置をしております。開発区域は、国道125号栗橋大利根バイパス線の高柳北交差点の周囲でございます。国道の北側には加須市の豊野台工業団地がございます。申請地につきましては、大きく2つに分かれておまして、資料12の左側の申請地につきましては、北側が1級河川、中川の支流でございます十玉堀排水路でございます。東側、南側、北側ともに未整備の道路に囲まれております。農地の状況は、地目は田んぼ及び畑でございまして、休耕田で雑草が繁茂をしておりました。資料12の右側の申請地につきましては、北側及び東側が土地改良区の水路管理用道路でございます。南側及び西側が市道となっております。農地の状況は、休耕田でございまして、雑草等は刈り払いされておまして、保全管理されておりました。被害防除につきましては、雨水流出対策として申請地を近隣の土地よりも低く設定をいたしまして、敷地内に砂利敷きということで浸透させる計画となっております。

以上2つの案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしました。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

今、申請書番号242512の報告がされていないので、すみません、お願いします。

○6番（柴崎行雄君） 資料10、242512、これでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番（柴崎行雄君） すみません、県道の北根菖蒲線っていいまして、菖蒲から川里のほうに行く途中で南蔵院というお寺なのですが、ちょうどその北に農業関係の会社があるのですが、それを下に行きますと、その図の場所に行き当たります。そこから約300メートルほどの場所です。そこにつきましては、周りが全てこの南側に市道があるのですが、その周りは全て畑で整備されています。なお、ここの場所も全て草とかが生えてなく、きれいな状態であります。被害防除ですが、周囲をブロックで囲み、道路の反対側に排水路がありますので、そちらのほうに雨水と排水を利用して行うということで、よろしくお願いします。

以上です。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城です。資料ナンバー13、申請書番号244511を御覧いただきたいと思っております。2月23日に現地調査を行いました。東北本線の踏切の下でございまして、加須幸手線に隣接をしてお寺でございます。本申請者は宗教法人でございまして、お寺の各種の行事の際に駐車場が不足しておまして、周辺道路等にも迷惑等が発生をしているということから、お寺の近くに新しく駐車スペースを確保したいということでの申請でございます。このことによって参拝客及び近隣住民への迷惑を解消をしたいということでもありますし、参拝者の利便性を確保した

いと、こういうことで申請をされたようであります。隣接農地はございますけれども、ブロック3段積み、あるいはマウントアップ等によって被害防除策を講じるということでございます。現地の状況、それから申請内容等から許可相当というふうに判断をいたします。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） どうもありがとうございました。

ただいま5人の委員からの調査報告について、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第175号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第176号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第176号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第176号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の15ページから19ページになります。今月22件の申出受けておりまして、うち新規案件15件でございます。

それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、15ページ、申請書番号、久喜76番、利用権を設定する農地が太田袋地内の田2筆、合計2,392平米でございまして、借手、貸手ともに宮代町在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、16ページ、申請書番号、久喜78番から81番までは借手が同じため一括して説明します。利用権を設定する農地が原市内の田6筆、合計4,772平米でございまして、借手は江面に事務所を置く法人、貸手は原在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権ほかの設定、水稻作付3年間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜82番、利用権を設定する農地は江面地内の田3筆、合計1,207.96平米でございまして、借手、貸手ともに江面在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付3年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜83番、利用権を設定する農地が所久喜地内の畑1筆、田1筆、合計905平米でございまして、借手、貸手ともに所久喜在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権ほかの設定、普通畑ほか2年10か月間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖蒲82、83番は借手が同じため一括して説明させていただきます。利用権を設定する農地が菖蒲町三箇地内の田3筆、合計2,973平米でございまして、借手は桶川市に事務所を置く法人、貸手は北中曽根在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、水稻作付10年間を予定しているものでございます。

続きまして、16ページ、17ページ、申請書番号、菖蒲85番、利用権を設定する農地が菖蒲町上栢間地内の畑5筆、

田11筆、合計1万2,191.91平米でございまして、借手は桶川市在住の方、貸手は菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権が使用貸借権の設定、普通畑ほか3年間を予定しているものでございます。

続きまして、17ページから19ページまで、申請書番号、栗橋20番、鷺宮の30番から33番は借手が同じため一括して説明します。利用権を設定する農地が島川ほか地内の田41筆、合計4万572平米でございまして、借手は八甫2丁目に事務所を置く法人、貸手が島川ほか在住の方となっております。設定する利用権が貸貸借権ほかの設定、水稻作付5年間、賃借料が反当たり玄米30キログラムを予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積が新規、再設定合わせて93筆、8万8,166.87平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員より経営状況の報告をいただきたいと思っております。

初めに、久喜76番の借手につきましては、市外のため事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、久喜76番、借手の方については、宮代町在住の方のため宮代町農業委員会へ経営状況等を確認したところ、現在水稻及び野菜を合計100アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜78番から81番まで及び82番の借手の方につきましては、久喜4地区の齋藤推進委員よりお願いします。

○久喜4（齋藤イツ子君） 齋藤です。よろしく申し上げます。久喜78番から81番に関しては、この今回利用権を設定する農地の借手の方は久喜市にお住まいの法人の会社を経営する方で、現在は1.4ヘクタール水稻を作付しています。地域との関係もよく、地域の中心となる若い担い手として営農活動をされています。

次の82番に関してですが、これも同じ久喜市にお住まいの、これは個人の方です。水稻を9.7ヘクタール作付しています。地域との関係もよく、地域の中心となる若い担い手として営農活動を積極的にされています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、久喜83番の借手につきましては、久喜3地区の阿部推進委員よりお願いします。

○久喜3（阿部文雄君） 阿部です。報告いたします。今回利用権を設定する借手の方は、久喜インター西側、久喜所久喜にお住まいの方で、現在水稻を40.5町歩を耕作しており、地域の中心的な担い手として営農活動しております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲82番、83番の借手につきましては、市外法人のため事務局よりお願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲82番、83番、借手の方については桶川市に事務所を置く法人のため、桶川市農業委員会に経営状況等を確認したところ、現在従業員5名、水稻及び野菜を合計382アール耕作しており、良好に耕作管理され、積極的に営農活動をされているとの報告を受けております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、菖蒲85番の借手につきましては、菖蒲10地区の石井推進委員よりお願いします。

○菖蒲10（石井松江君） 今回利用権を設定の方は久喜市内にお住まいの水稻を214アール耕作しております。地域と

の関係も良好で、担い手として営農活動を一生懸命やっただいております。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋20番、鷲宮30番から33番までの借手につきましては、鷲宮4地区の鈴木推進委員よりお願いします。

○鷲宮4（鈴木秀政君） 推進委員の鈴木です。農地の借手の方は、久喜市八甫にお住まいの方です。現在は借手の方の経営状況については、耕作地が約2,000アールほど耕作しております。全て良好に管理されております。また、地域との関係もよく、担い手として活躍をされております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） どうもありがとうございました。

以上で審議案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第176号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第177号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第177号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についてを上程します。事務局に説明を求めます。

なお、久喜34番及び久喜36番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第177号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書21ページから25ページまで、久喜34番及び久喜36番を除き説明させていただきます。

初めに、久喜の35番、設定を受ける農地が除堀地内の田2筆、合計4,452平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人でございます。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用を6年間となっております。

続きまして、21ページから23ページまで菖蒲の10番、設定を受ける農地が菖蒲町小林ほか地内の田31筆、畑1筆、合計6万4,709平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人です。設定する権利が賃貸借権の設定、水田利用ほか10年間ほか、賃借料が反当たり米60キログラム相当額ほかとなっております。

続きまして、23ページ、24ページ、菖蒲11番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田9筆、合計1万6,425平米でございます。菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利が賃貸借権ほかの設定、水田利用6年間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲12番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、4,362平米でございます。菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利が賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲13番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、3,414平米でございます。菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利が賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

続きまして、菖蒲14番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田2筆、合計2,966平米でございます。菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利が賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料が反当たり7,800円となっております。

おります。

続きまして、菖蒲15番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田1筆、847平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利が貸貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料が反当たり1万300円となっております。

続きまして、栗橋7番、設定を受ける農地が高柳ほか地内の田6筆、合計7,786平米でございまして、新井在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権ほかの設定、水田利用10年間ほか、賃借料が反当たり5,000円となっております。

続きまして、25ページ、栗橋8番、設定を受ける農地が栗橋地内の田2筆、合計3,125平米でございまして、栗橋在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、栗橋9番、設定を受ける農地が小右衛門地内の田2筆、合計683平米でございまして、小右衛門在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、栗橋10番、設定を受ける農地が北広島地内の田1筆、2,099平米でございまして、杉戸町に事務所を置く法人でございまして。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用10年間となっております。

続きまして、栗橋11番、設定を受ける農地が新井地内の田4筆、合計5,897平米でございまして、新井在住の方となっております。設定する権利が貸貸借権の設定、水田利用1年6か月間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

続きまして、栗橋12番、設定を受ける農地が佐間地内の田3筆、合計2,307平米でございまして、高柳在住の方となっております。設定する権利が貸貸借権の設定、水田利用3年8か月間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から久喜34番及び久喜36番を除く説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

久喜34番及び久喜36番を除き、議案第177号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

次に、久喜34番に移ります。農業委員会等に関する法律の規定する議事参与の制限により、川鍋委員におかれましては暫時ご退席願います。

〔5番 川鍋 優君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、21ページ、久喜の34番、設定を受ける農地が下早見地内の田9筆、合計5,937平米でございまして、下早見在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、議案についてただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜34番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

川鍋委員の入室を認めます。

〔5番 川鍋 優君着席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、次に、久喜36番に移ります。農業委員会等に関する法律の規定する議事参与の制限により、早野委員におかれましては暫時ご退席願います。

〔17番 早野公夫君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、21ページ、久喜の36番、設定を受ける農地が上早見地内の田1筆、1,818平米でございまして、上早見在住の方となっております。設定する権利が使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜36番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

早野委員の入室を認めます。

〔17番 早野公夫君着席〕

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告に入ります。

初めに、27ページ、農地法第4条の届出でございます。今月2件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、29ページから32ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月11件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、34ページ、農地法第5条の許可申請取下についてでございます。今月取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条許可申請書が提出されましたが、申請受理後に譲渡人の都合により取下願が提出されたものでございます。

続きまして、36ページから38ページまで、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月6件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、40ページから51ページまで、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月37件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、54ページ、農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月1件の届出を受理しております。報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただいておりますA4コピーのもので、表側に、農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますもので、右肩に数字の1と書かれているものをまず御覧いただきたいと思っております。こちらについては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たり、農業経営者から市に対して改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たり、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会に意見を求められているものでございます。

まず、右から1件目、1ページから6ページまで、下に番号振ってございます。1ページから6ページまで、菖蒲町上大崎在住の方ですが、現在の作付面積が約245アール、目標とする営農類型が果樹類の単一経営でございまして、作付面積250アールまで拡大する計画であります。今後、分散化している農地の集約を進め、作業効率の合理化を図り、後継者がいるので育成を進めていくことを目標にしております。

続きまして、2件目が7ページから12ページまで、菖蒲町上大崎在住の方ですが、現在の作付面積が約205アール、目標とする営農類型が果樹類の単一経営であります。こちら、今後、分散化している農地の集約を進め、作業効率の合理化を図り、農業関連制度融資を活用して機械や施設の整備をしていくことを目標にしております。

続きまして、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますもので、右肩に数字の2と書かれているものを御覧ください。こちら原に事業所を置く法人でございまして。現在の作付面積が約90アール、目標とする営農類型が果樹類の単一経営でございまして、作付面積が200アールまで拡大する計画であります。今後、スマート農業を目指し、合理化を進め、また今よりも質の高い梨を生産し、消費者に提供できるよう制度資金を活用して農業用機械を導入するなど目標にしております。

いずれの方も現在地域の中心となる担い手として活動していることから、認定について支障のないものと考えてお

ります。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何か質問がございましたらお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された3件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として再決定をいたしたいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時28分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年2月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 奈 良 晴 夫

署 名 委 員 杉 田 孝 行